

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月22日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 270-0114
住 所 千葉県流山市東初石 2－1 3 2－2
法人名 医療法人社団曙会 流山中央病院
代表者 国吉 昇
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 04-7154-5783

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の 2 第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量
その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団曙会 流山中央病院		
事業場の所在地	千葉県流山市東初石 2－1 3 2－2		
計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	大分類： 医療・福祉		中分類： 医療業
②事業の規模	1 5 6 床		
③従業員数	5 2 5 名		
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業所：流山中央病院 ↓ 収集運搬業者(委託) ↓ 中間処理業者(委託)		

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 院内医療安全組織図 (別紙資料参照)			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和5年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	55.67 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ ディスポ製品の使用削減 ・ 廃棄物分別の徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	54 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ リサイクル可能品は率先導入 ・ 今後も上記取り組み内容を徹底する		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 鋭利物、固形物 ・ 一般廃棄物・廃プラスチック類との分別		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記分別の徹底		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	55.67 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	55.67 t	t
	再生利用業者への処理委託量	5.78 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 中間処理後の残渣は、出来る限り再生利用を要望する ・ 環境負担の少ない製品の積極的な導入		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	54 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	54 t	t
	再生利用業者への処理委託量	5 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 職員に対する分別意識の向上展開 ・ 委託業者に対しては定期的に処理量確認の実施 ・ 率先したリサイクル製品の導入		
	電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】	
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		55.67 t	
(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト導入済み。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

第6条 院内感染対策委員会（以下「委員会」）は全ての職員に対して組織的な対応と教育、啓発活動を行う。

1. 委員会の構成

各職場長を構成員として組織する。

- 1) 感染対策委員長（医師）
- 2) 看護部長
- 3) 事務長
- 4) 外来責任者
- 5) 各病棟責任者
- 6) 滅菌・中材部門（手術室責任者）
- 7) 医事課責任者
- 8) 薬剤科責任者
- 9) リハビリ科責任者
- 10) 放射線科責任者
- 11) 検査科責任者
- 12) 栄養科責任者
- 13) ME責任者
- 14) 地域連携室責任者
- 15) 総務課責任者
- 16) 感染管理認定看護師

2. 委員会の開催

定期開催は第3火曜日として、必要に応じて臨時開催する。

3. 委員会の協議事項

- 1) 院内感染対策と予防に関する事
- 2) 院内感染症発生時の対策に関する事
- 3) 感染症患者への対応に関する事
- 4) 院内清潔環境保持に関する事
- 5) 抗菌薬、消毒薬の使用に関する事
- 6) 職員の教育、指導に関する事
- 7) その他、院内感染対策に関する事

4. 臨時感染委員会の開催

アウトブレイク時臨時に開催する。

構成は委員会構成員に加え、理事長、ICT医師、担当医師が出席する。

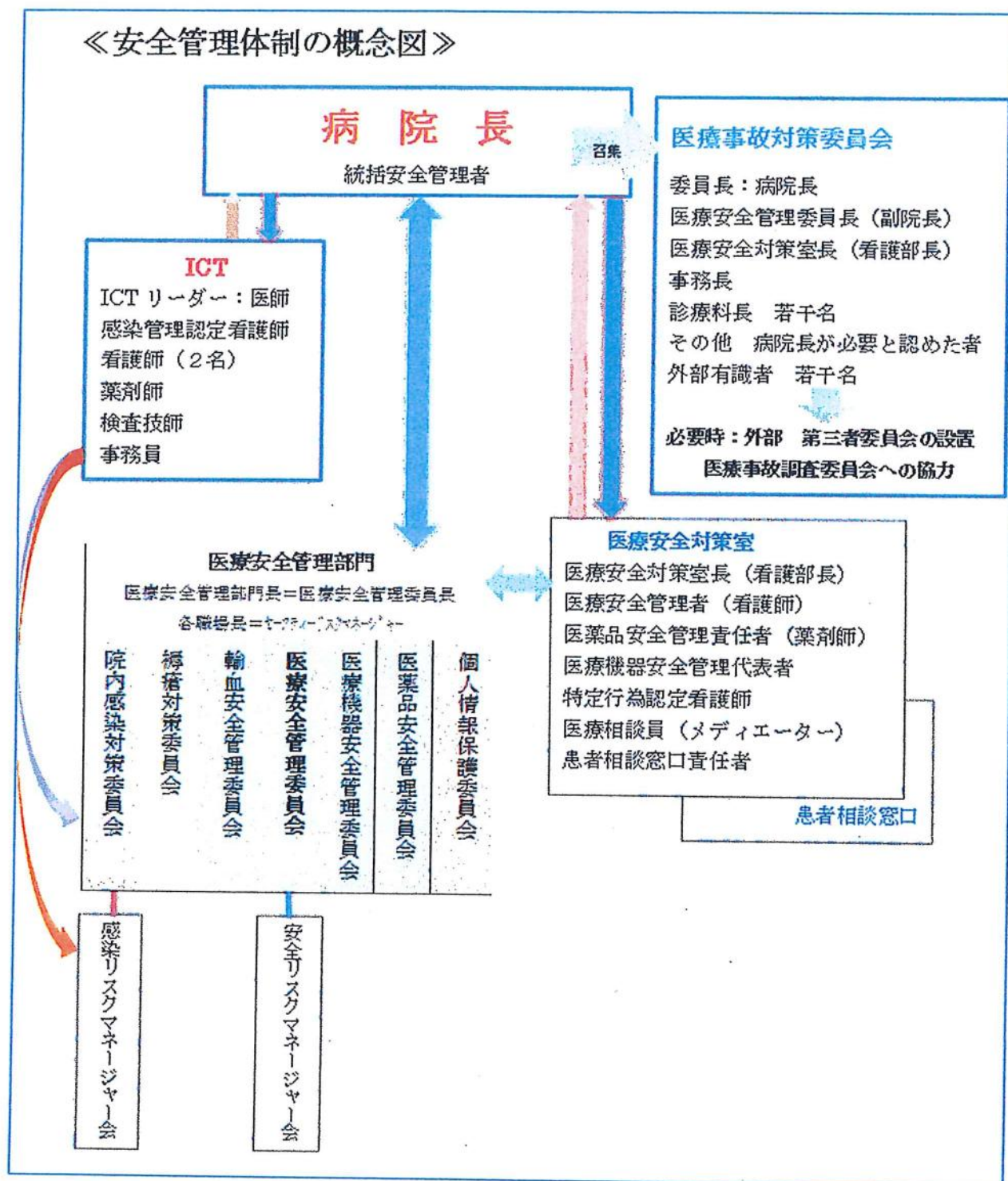
第7条 職員に対する研修

院内感染対策の基本的な考え方、具体的な方策について周知徹底を図る。

- 1) 入職時の初期研修をオリエンテーションと各部署内で必ず行う

I-3 医療安全管理を統括する組織の全体図

《安全管理体制の概念図》



＜医療安全対策マニュアルより＞

平成 25 年 9 月改訂

平成 27 年 7 月改訂

平成 28 年 12 月改訂

平成 30 年 4 月改訂